

回答書

当職は、株式会社かまとり住宅（以下、「通知人」といいます。）の代理人として貴殿作成の令和5年2月8日付取材申込書に対し、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 質問事項の1について、通知人が建築した建物が全て欠陥住宅であり、社内教育として、クレームに一切対応しないように教育をしているとのご指摘は事実ではありません。

通知人は、顧客のニーズにあった最良の住宅を建築することを第一に考えております。また、顧客からご意見をいただいた場合、誠意をもって対応をしておりますし、法的な観点の問題となるケースについては、当職が意見を求められたこともあります。

- 2 質問事項の2について、従わない従業員に対して賃下げなどをして、無理矢理従わせているとのご指摘は事実ではありません。

通知人は、従業員の生活を考え、賃下げではなく、賃上げができないかを検討しております。

- 従業員は、企業を成長させる力です。賃下げにより、従業員を従わせるのではなく、従業員が能力を発揮できるよう、心地よく働ける職場を目指しております。

- 3 質問事項の3について、通知人は、広域暴力団を含め、暴力団との付き合いはありません。

暴力団排除については、社会的な要請であり、通知人としても、社会に責任ある企業として、暴力団排除を遵守しております。通知人代表者は、警察友の会の役員を務めており、暴力団排除に尽力をしております。

- 4 質問事項の4について、反社の名前を出して、従業員に残業を強要したり、恫喝しているのご指摘は事実ではありません。

質問事項の3で回答させていただいたとおり、通知人は、暴力団排除を遵守しており、反社との付き合いはありません。また、質問事項の2でも回答させていただいたとおり、従業員が心地よく働ける職場を目指しており、これに反する強要や恫喝を行うことはありません。

- 5 質問事項の5について、経費を偽造した請求書で支払ったことにし、巨額脱税をしているご指摘は事実ではありません。

納税は、日本社会で活動する通知人が果たすべき義務です。通知人は、適正な税務申告を行い、納税の義務を果たしております。

- 6 質問事項の6について、領収書の偽造をさせ手数料を支払い、その領収書を買っているという指摘は事実ではありません。

質問事項の5と重複してしまいますが、納税は、通知人が果たすべき義務であり、適正な税務申告を行い、納税の義務を果たしております。



7 質問事項の7について、脱税した資金で車両を所有し、毎晩銀座を飲み歩いているというご指摘は事実ではありません。

通知人が脱税しているというご指摘が事実ではないことは、質問事項5及び同6で回答をさせていただいたとおりです。車両は、通知人の所有物として申告をしておりますし、交際費についても、適正に申告をさせていただいております。

8 質問事項の8について、裏カジノで大負けした金額を埋めるために会社の資金を横領したというご指摘は事実ではありません。

裏カジノに行っておりませんし、通知人代表者が通知人の資金を横領したこともありません。通知人の資金は、健全な社会活動を維持し、従業員に適正な賃金を支払うための財産です。通知人代表者がこれを個人のために使用することはありません。

以上のとおり質問事項について回答をさせていただきます。

通知人は、日本社会の一員として、日本社会、顧客、従業員等に対し、引き続き責任をもった行動をとらせていただきます。通知人は、今後とも精進を重ねてまいりますので、通知人の活動にご理解を賜りますようお願い致します。

以上

差出人 〒260-0013

千葉県千葉市中央区中央3-10-6北野京葉ビル602 TEL043-306-5877

通知人代理人弁護士 安川秀穂

受取人 〒335-0013

埼玉県戸田市喜沢1-28-43

敬天新聞社 社主

白倉 康夫 様

郵便認証司

5. 2. 13

この郵便物は令和 5年 2月 13日
第13372404942号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番 : G00421520000100001 号

2/2 頁

新 東 京
5. 2. 13

12-18



=速達= =配達証明= =親展=

〒335-0013
埼玉県戸田市喜沢1-28-43

敬天新聞社 社主
白倉 康夫 様



133-72-40494-2

〒260-0013
千葉県千葉市中央区中央3-10-6
北野京葉ビル602
TEL043-306-5877
通知人代理人弁護士 安川秀穂



受付通番 : G00421520000100001 号